

## 中野市住民票の写し等の不正取得に係る本人告知実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、住民票の写し等の不正取得が行われたことが明らかになった場合において、本人にその旨を通知することにより、本人の権利利益を保護するとともに、不正取得の抑止を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民票の写し等 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民票（消除及び改製されたものを含む。）の写し、住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し（消除及び改製されたものを含む。）並びに戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する戸籍全部事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍個人事項証明書（除かれたものを含む。）戸籍一部事項証明（除かれたものを含む。）、戸籍謄抄本（除かれたもの及び改製されたものを含む。）及び戸籍届出書記載事項証明書をいう。
- (2) 不正取得 偽りその他不正な手段により住民票の写し等の交付を請求し、交付を受けることをいう。
- (3) 本人告知 第三者により住民票の写し等が不正取得された場合に、不正取得された者（以下「被取得者」という。）に対し、その事実を通知することをいう。
- (4) 第三者 住民基本台帳法第12条の2、第12条の3若しくは第20条第2項から第5項まで又は戸籍法第10条の2（同法第12条の2において準用する場合を含む）に規定するものをいう。

### (本人告知の要件)

第3条 市長は、不正取得に係る交付請求書の保存期間が終了し、廃棄等により当該交付の事実を確認することのできない場合を除き、次の各号いずれかに該当するときは、本人通知を行うものとする。

- (1) 住民票の写し等を取得した第三者が、住民基本台帳法第47条第2号又は戸籍法第133条若しくは第134条の規定に該当する者であることが明らかになったとき。
- (2) 国又は地方公共団体の機関からの通知等により、不正取得が行われた事実が明らかになったとき。

(本人告知の対象者)

第4条 本人告知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる者（以下「本人告知対象者」という。）に対し行うものとする。

(1) 不正取得されたものが個人の記載された住民票の写し等の場合  
被取得者本人

(2) 不正取得されたものが世帯又は戸籍全員の記載された住民票の写し等の場合

当該不正取得された住民票の写しに係る世帯の世帯主又は当該不正取得された戸籍等の筆頭者

(3) 前号において、当該戸籍の筆頭者が死亡している場合

当該筆頭者の配偶者若しくは直系尊属若しくは直系卑属又は当該筆頭者に最も近い親等の者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、本人告知の対象としない。

(1) 死亡した者又は失踪の宣告を受けた者

(2) 本市に戸籍又は住民票が存在せず、被取得者の所在が確認できない者

(本人告知の方法及び通知後の対応)

第5条 市長は、第3条の規定により本人告知を行うときは、告知理由、不正取得の事実並びに交付した書類の交付日、種類及び通数を記載した書面を作成し、本人告知対象者に通知するものとする。

2 市長は、本人告知後、本人告知対象者から、不正に取得した第三者に関するの情報について開示等の請求等があった場合は、中野市個人情報保護条例（平成17年中野市条例第24号）に基づき行うものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。